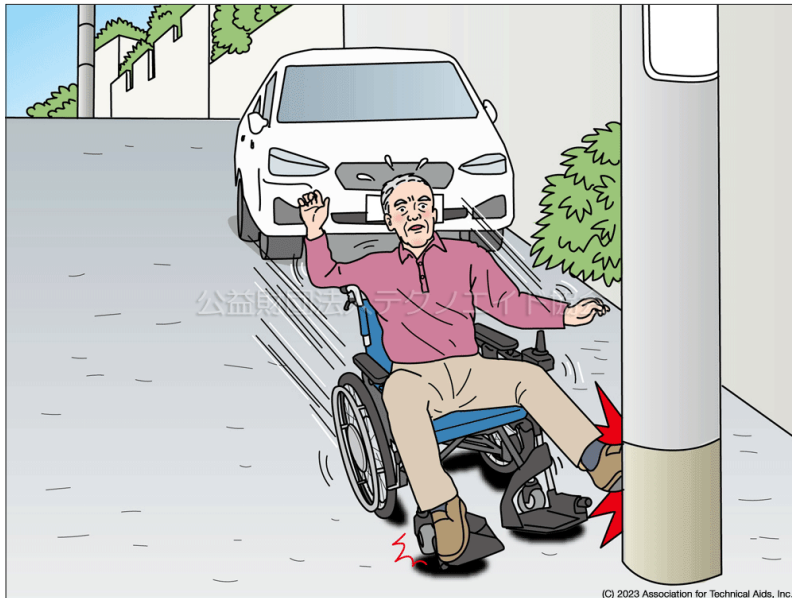


Case : 384

電動車いすが下り坂で止まらず、電柱にぶつかりそうになる

場面の説明

下り坂を走行中、車道に停止した自動車避けるため、ジョイスティック方式の操作レバーから手を離したがすぐには止まらなかった



利用シーン

移動
外出

主な利用場所

坂道

介護保険の種目

車いす

分類コード (CCTA95) 122127(電動車いす)

介護テクノロジー

-

二次元バーコード



解説

電動車いすの制動装置が故障していたか、許容限度を超えた角度の下り坂だったことなどが原因として疑われます。電動車いすに関する規格では、利用できる傾斜路の角度は、種類により7~10度とされており、これを超える角度では制動距離が伸びることやブレーキ装置の故障につながる恐れがあります。利用者本人のみでなく、福祉用具事業者など支援者が生活範囲にそのような傾斜路がないかを確認するなどの配慮が望まれます。

参考要因

- 人：このくらいの傾斜なら大丈夫と思い無理をした
- 人：許容を超える傾斜路ではブレーキが利かない恐れがあることを説明していなかった
- モノ：角度超過の警告ブザーが備わっていなかった
- 環境：許容限度を超える角度の傾斜路だった
- 管理：定期的な点検の決まりが無かった